**平成３０年（フ）第１０５１号**
大阪市西淀川区出来島１丁目７番20号　れんげハイツ西淀川
債務者　福留　健次
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１０７４号**
大阪市城東区蒲生３丁目14番18号
債務者　坂森　則浩
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１０７５号**
大阪市城東区蒲生３丁目14番18号
債務者　坂森ますみ
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１０８５号**
大阪市大正区平尾２丁目18番２号　シャルム大正　301号
債務者　茨木　哲也
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第３２５号**
福岡市南区井尻４丁目20番４号
債務者　森山　浩仁
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成３０年（フ）第６２号**
長崎県長崎市片淵４丁目９番19号　プリムローズ片淵205
債務者　大東　花野
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第１９号**
宮城県伊具郡丸森町筆甫字平松前87番地４
債務者　佐藤　久夫
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２９年（フ）第１４５０号**
千葉県浦安市富士見３丁目４番25―201号　ロイヤルハイム吉橋
債務者　町田　勝寿
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第６６号**
千葉県船橋市習志野台８丁目27番９号　コーポみちのく102号
債務者　武藤　安孝
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１３９号**
千葉県船橋市習志野台３丁目18番３号
債務者　田地野耕三
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１５４号**
千葉市稲毛区小深町129番地２
債務者　中村　建幸
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１７７号**
千葉市中央区末広３丁目６番７号
債務者　古川　清惠
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１８２号**
千葉市中央区大森町140番地11　秀貴ハイツ201号
債務者　大平　高義
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１８５号**
千葉県船橋市本郷町519番地５　ルネ西船橋１棟204号
債務者　久保田裕子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１８６号**
千葉県市川市南大野２丁目25番23号　（フルーレット南大野2002号）
債務者　新井　幸恵（旧姓今泉）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１９４号**
千葉県船橋市行田町357番地１　コーポラス山口103号
債務者　村田木綿子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１９７号**
千葉市稲毛区稲毛町５丁目243番地１　モンターナ弐番館101号
債務者　鈴木庄一郎
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係